

はじめに

農地中間管理事業をフル活用する「地域まるっと中間管理方式」が、全国に広がりを見せています。農地集積・集約化をはじめ、担い手の確保・育成や魅力ある地域づくりなど、地域が抱えるさまざまな課題の解決につながると期待されています。

現在、「地域まるっと中間管理方式」を採用して設立された一般社団法人は、全国で8法人あります。それ以外にも、複数の地域で設立に向けた準備が進められており、私のところには、いくつかの地域から相談や問い合わせがきています。この背景には、全国の多くの地域が「どうやって地域の守るべき農地を守っていけばいいのか」「自分たちの地域に合う手法はないものか」を真剣に模索していることがあると感じています。

「地域まるっと中間管理方式」は、集落営農法人化の新たな提案です。従来の方式を否定するものではありません。新たな選択肢が1つ増えたと考えてください。定番となっている農事組合法人や株式会社では、何かうまく折り合わない、しっくりこないという地域が強い関心を寄せているのです。

本書では、地域まるっと中間管理方式を提唱した背景、制度の概要、取り組みの進め方、メリット・デメリットと留意点、全国の取り組み事例などについて紹介します。

「守るべき農地を守る」「地域農業を守る」「集落を維持する」「魅力ある地域づくりをする」ことを目指している全国の地域にとって、「地域まるっと中間管理方式」が明日へのアプローチにつながれば幸いです。

令和3年12月

魅力ある地域づくり研究所代表 可知祐一郎

目次

第1章 「地域まるっと中間管理方式」を提唱した背景	4
・このままでは守るべき農地を守れない	4
・農地中間管理事業の創設	4
・地域集積協力金（集積タイプ）の活用	5
・どのような地域づくりを目指すのか	7
・根幹は「魅力ある地域づくり」	9
・「魅力ある地域づくり」とは？	9
・田園回帰の波をどう生かすか	11
・重要な鍵を握る「担い手以外の農家」	13
・「2階建て」に代わるオリジナル方式	15
第2章 「地域まるっと中間管理方式」の制度の概要	18
・「地域まるっと中間管理方式」の仕組み	18
・費用はいくらかかるのか	20
・「非営利型法人」の要件は？	21
・農業は収益事業ではない！	24
・地域集積協力金等への課税の比較	26
第3章 取り組みの進め方	28
・一般社団法人設立の流れ	28
・時系列でスケジュールを示すと	30
・定款例（一般社団法人〇〇〇定款）	32
・認定農業者になる	42
・一般社団法人内部の事務には何があるのか	44
・誰が事務を行うのか	46
・直接経営をどのように行うのか	46
・特定農作業受委託契約の締結	49
・一般社団法人の運営イメージ	51
・財務諸表のイメージ	53

第4章 メリット、デメリットと留意点	57
・ メリットとデメリット	57
・ 新規就農者の確保	59
・ 次の担い手へのスムーズな引き継ぎ	59
・ 軽減税率の導入に伴って…	59
第5章 全国に広がる「地域まるっと中間管理方式」	62
・ 全国の取り組み一覧	62
・ 主な取り組みの概要	62
・ 一般社団法人ファーム長沢の里	64
・ 一般社団法人押井営農組合	67
・ その他の取り組みのポイント	70
第6章 地域の想いを叶える取り組みを進めよう	73

第1章 「地域まるっと中間管理方式」を
提唱した背景

このままでは守るべき農地を守れない

平成27年6月から令和元年6月までの4年間、愛知県農地中間管理機構の理事長を務めていました。農業委員、農地利用最適化推進委員の人たちと一緒にあって、「担い手の確保・育成」や「農地利用の最適化」に取り組んできました。その中で、私は大きな不安を感じるようになっていました。それは、「地域づくりの視点が弱い」「このままでは守るべき農地を守れない」「担い手にとっても営農環境の悪化が懸念される」という不安です。自分たちが生活している地域なのです。将来

にわたって、子どもたちや孫たちが暮らしていく地域なのです。そこに、もっと目を向ける必要があるのではないか。私は、機会あるごとに地域の人たち呼びかけてきました。

そんなことから、「魅力ある地域づくり」を自らのライフワークと決め、令和元年7月、「魅力ある地域づくり研究所」を設立しました。これまでに東北地方から九州地方まで講演やアドバイザー活動で訪ねた地域の人たちと一緒にあって魅力ある地域づくりに取り組んでいます。

農地中間管理事業の創設

平成26年度から、農政の一丁目一番地施策として、農地中間管理事業が始まりました。知事が認可した公的機関である農地中間管理機構（農地バンク）が、農地を貸したい農家から農地を借り受け、規模拡大を図る農家にまとめて転貸する制度